

国立研究開発法人産業技術総合研究所安全保障輸出管理規程

制定 平成16年1月15日 15規程第32号

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 輸出管理の組織・体制及び業務（第5条－第7条）
- 第4章 特定類型該当者の把握（第8条）
- 第5章 手続（第9条－第14条）
- 第6章 技術の提供及び貨物の出荷の管理（第15条－第16条）
- 第7章 監査（第17条）
- 第8章 教育（第18条）
- 第9章 子会社及び関連会社への指導等（第19条）
- 第10章 文書管理（第20条）
- 第11章 報告（第21条）
- 第12章 罰則（第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の研究機関として国際的責任を果たすことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、研究所が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関係法令 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 次の各号のいずれかに該当する取引をいう。
 - イ 非居住者（法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）への技術の提供をすることを目的とする取引

- ロ 外国において技術の提供をすることを目的とする取引
- ハ 特定類型該当者（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿易局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。）への技術の提供をすることを目的とする取引
- 三 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- 四 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。
- 五 相手先等 技術の受領者若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。
- 六 リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。
- 七 リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- 八 大量破壊兵器等 核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。
- 九 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- 十 子会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 研究所の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は、行わない。
- 二 技術の提供又は貨物の輸出について関係法令を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
- 三 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第3章 輸出管理の組織・体制及び業務

（輸出管理最高責任者）

第5条 研究所に、輸出管理最高責任者を置き、副理事長をもって充てる。

2 輸出管理最高責任者の業務は、次のとおりとする。

- 一 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定並びに周知
- 二 この規程の改廃に関する事項
- 三 技術の提供又は貨物の輸出の承認
- 四 その他研究所の輸出管理の重要事項に関する決定

（輸出管理統括部署・輸出管理統括責任者）

第6条 研究所に、輸出管理統括部署を置き、当該部署は経済安全保障推進室とする。

- 2 輸出管理統括部署の業務は、次のとおりとする。
 - 一 研究所内の輸出管理業務の統括
 - 二 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画立案
 - 三 この規程の改廃の立案
 - 四 この規程に基づく要領等の制定及び改廃の立案
 - 五 技術又は貨物の該非判定に係る審査
 - 六 技術の提供又は貨物の輸出の審査
 - 七 輸出管理の重要事項に関する輸出管理最高責任者への伺い
 - 八 輸出管理監査の実施
 - 九 研究所内の輸出管理教育の計画策定及び実施
 - 十 次条の規定により置かれる部門等輸出管理責任者が行う子会社に対する輸出管理指導及び輸出管理研修並びに当該子会社の輸出管理業務体制及び輸出管理業務内容の確認への協力
 - 十一 次条の規定により置かれる部門等輸出管理責任者が行う関連会社（輸出管理最高責任者が定める関連会社をいう。以下同じ。）に対する輸出管理指導への協力
 - 十二 特定類型該当者の把握
 - 十三 法令改正等の連絡事項の周知徹底
- 3 研究所に、輸出管理統括責任者を置き、経済安全保障推進室長をもって充てる。
- 4 輸出管理統括責任者の業務は、次のとおりとする。
 - 一 輸出管理統括部署の業務の統括
 - 二 技術の提供又は貨物の輸出の承認
 - 三 技術又は貨物の該非判定に係る最終確認
（部門等輸出管理責任者・部門等輸出管理者）

第7条 部門等に、部門等輸出管理責任者を置く。

- 2 部門等輸出管理責任者は、部門等の長又はそれに準ずる者とし、輸出管理最高責任者が指名する。
- 3 部門等輸出管理責任者の業務は、次のとおりとする。
 - 一 部門等内の輸出管理の統括
 - 二 部門等内の輸出管理手続等の作成
 - 三 技術又は貨物の該非判定に係る確認
 - 四 技術の提供又は貨物の輸出の承認
 - 五 部門等内の輸出管理教育
 - 六 子会社に対する輸出管理指導及び輸出管理研修並びに当該子会社の輸出管理業務体制及び輸出管理業務内容の確認
 - 七 関連会社に対する輸出管理指導
 - 八 輸出管理統括責任者からの指示・連絡事項の部門等内への周知徹底
- 4 部門等輸出管理責任者は、部門等輸出管理者を指名し、輸出管理統括責任者に届け出るものとする。

5 部門等輸出管理者は、部門等輸出管理責任者の業務を補佐する。

第4章 特定類型該当者の把握

(自己申告)

第8条 研究所の役員、職員又は契約職員（以下「役職員等」という。）は、自らが特定類型該当者に該当するときは、あらかじめ輸出管理統括部署にその状況を一切の虚偽なく、自己申告しなければならない。

2 輸出管理統括部署は、研究所の指揮命令下でない者であって、研究所が特定類型該当者の該非を把握する必要がある者（以下「把握対象者」という。）に対し、自己申告を求めなければならない。

3 把握対象者は、前項の自己申告を求められたときは、一切の虚偽なく自己申告をしなければならない。

4 把握対象者は、自己申告後に、自らが特定類型該当者に該当するときは、あらかじめ輸出管理統括部署にその状況を自己申告しなければならない。

5 輸出管理統括部署は、特に必要があると認めるときは、役職員等及び把握対象者に対し、特定類型該当者の該非について自己申告を求めることができる。

6 自己申告の方法及び項目等は、輸出管理統括部署が別に決定する。

第5章 手続

(相手先等の確認)

第9条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、相手先等の概要、事業内容、研究内容等に関して入手した情報（以下「情報」という。）により、安全保障輸出管理要領（15要領第54号。以下「要領」という。）に定める手続きに従い、相手先等について、大量破壊兵器等の開発等及びその他の輸出管理上の懸念の有無を確認しなければならない。この場合において、技術を利用する者又は貨物の需要者以外から間接的に得ている情報については、要領に定める手続きに従い、情報の信頼性を高めるための確認を行わなければならない。

(用途確認)

第10条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、相手先等から入手した情報及び相手先等との打合せ資料、議事録等（以下「情報等」という。）により、要領に定める手続きに従い、提供する技術又は輸出する貨物の用途を確認しなければならない。この場合において、技術を利用する者又は貨物の需要者以外から間接的に得ている情報等については、要領に定める手続きに従い、情報等の信頼性を高めるための確認を行わなければならない。

(該非判定)

第11条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、要領に定める手続きに従い、当該技術又は貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定を行い、部門等輸出管理責任者の確認を経て、輸出管理統括責任者の最終確認を得なければならない。

(取引審査)

第12条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、前3条に定める確認を得た上で、技術の提供若しくは貨物の輸出に関する決定又は契約を結ぶ前に、要領に定める手続きに従い、当該提供又は輸出の可否につき審査及び承認を求めなければならない。

- 2 部門等輸出管理責任者は、前項により提出された書類の適否及び記載内容の確認を行う。
- 3 取引についての承認は、要領に定める区分に応じて部門等輸出管理責任者、輸出管理統括責任者又は輸出管理最高責任者が行う。
- 4 部門等輸出管理責任者、輸出管理統括責任者又は輸出管理最高責任者は、承認を求められた取引について当該技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれ及びその他の輸出管理上の懸念があると判断される場合は、その取引について承認してはならない。
- 5 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、第3項の承認を得ることなく、提供又は輸出を行ってはならない。
- 6 取引の承認を得た後、追加的に技術の提供又は貨物の輸出が発生した場合は、別途当該提供又は輸出の可否につき第1項により審査及び承認を求めるものとする。

(許可等の申請)

第13条 経済産業大臣の役務取引許可を受けなければならない技術の提供又は輸出許可を受けなければならない貨物の輸出がある場合は、当該許可の申請者は輸出管理最高責任者とする。

- 2 当該技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、輸出管理統括部署の指示に従い、役務取引許可又は輸出許可の申請書類の作成及び提出を行うものとする。
- 3 当該技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、役務取引許可又は輸出許可を得ることなく技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(契約書等への明示)

第14条 技術の提供又は貨物の輸出を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取り交わしを行わなければならない。これらの契約書等には、日本政府の許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出については、許可を取得するまでは発効しない旨又は許可を取得できないものは本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し約定することを基本とする。

第6章 技術の提供及び貨物の出荷の管理

(技術の提供管理)

第15条 技術の提供を行おうとする者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を行わなければならない。

- 一 第9条から第12条まで及び要領に定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
- 二 役務取引許可を受けなければならない技術の提供については、当該許可を得ていること。

(貨物の出荷管理)

第16条 貨物の輸出を行おうとする者又は貨物の出荷の担当者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、輸出を行わなければならない。

- 一 第9条から第12条まで及び要領に定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
 - 二 輸出許可を受けなければならない貨物の輸出については、当該許可を得ていること。
 - 三 出荷される貨物が、出荷書類の内容と同一のものであること。
- 2 貨物の輸出を行おうとする者又は貨物の出荷の担当者は、貨物の輸出通関に当たって事故が発生した場合は、速やかに部門等輸出管理責任者及び輸出管理統括部署に報告しなければならない。

- 3 輸出管理統括部署は、前項の事故の報告を受けた場合には、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講ずる。

第7章 監査

(輸出管理監査)

第17条 輸出管理統括部署は、この規程及び要領に定められた諸手続きが適正に実施されていることを確認するため、技術の提供又は貨物の輸出を行った部門等を対象に、輸出管理監査を実施する。

- 2 監査は、書面又は実地監査の方法で、原則年1回実施するものとする。
- 3 輸出管理監査の実施の手続きは、国立研究開発法人産業技術総合研究所内部監査規程（18規程第15号）の例による。

第8章 教育

(教育)

第18条 輸出管理統括部署は、役員及び技術の提供又は貨物の輸出の業務に携わるすべての者を対象として、関係法令及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、計画的に教育を行う。

- 2 部門等輸出管理責任者は、輸出管理統括部署と連携を図り、部門等内の輸出管理教育を行う。

第9章 子会社及び関連会社への指導等

(子会社及び関連会社への指導等)

第19条 部門等輸出管理責任者は、子会社に輸出管理業務を適正に実施させるため、子会社に対する輸出管理指導及び輸出管理研修並びに当該子会社の輸出管理業務体制及び輸出管理業務内容の確認を定期的に行う。

- 2 部門等輸出管理責任者は、関係法令の遵守の重要性を周知するため、関連会社に輸出管理指導を行う。
- 3 輸出管理統括部署は、部門等輸出管理責任者が行う子会社に対する輸出管理指導及び輸出管理研修並びに当該子会社の輸出管理業務体制及び輸出管理業務内容の確認に協力しなければならない。
- 4 輸出管理統括部署は、部門等輸出管理責任者が行う関連会社に対する指導に協力しなければならない。

第10章 文書管理

(関連書類の管理及び保存)

第20条 要領に定める技術の提供又は貨物の輸出に係る文書及び電磁的記録（以下「関係書類」という。）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所文書管理・決裁規程（16規程第44号）の定めるところにより、7年間保存するものとする。ただし、関係書類の保存期間の起算日は、同規程第27条の規定にかかわらず、技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。

第11章 報告

(報告)

- 第21条** 関係法令若しくはこの規程に違反の事実又は違反のおそれがあることを知った者は、その旨を部門等輸出管理責任者及び輸出管理統括部署に速やかに報告しなければならない。
- 2 輸出管理統括部署は、報告の内容について違反の事実又は違反のおそれがあることの有無を調査するとともに、必要な対応をとるものとする。
- 3 調査の結果、違反した事実又は違反したおそれがあることが判明した場合は、輸出管理統括責任者は、輸出管理最高責任者にその旨を報告し、輸出管理最高責任者は、研究所内の関係部門等に対応措置を指示する。
- 4 関係法令に違反した事実又は違反したおそれがあることが判明した場合は、輸出管理最高責任者は、遅滞なく行政庁に報告する。また、輸出管理最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講ずる。

第12章 罰則

(罰則)

- 第22条** 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した役職員等は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号）又は国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）の定めるところにより厳正に処分される。
- 2 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した役職員等以外の者は、その受入制度による契約等を解除され、更に、研究所に損害を与えた場合又は関係法令に違反した場合は、損害賠償請求又は告訴されることがある。

附 則（15規程第32号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（15規程第33号・一部改正）

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（18規程第21号・一部改正）

この規程は、平成18年6月21日から施行する。

附 則（22規程第18号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第33号・一部改正）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（22規程第78号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（23規程第4号・一部改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第29号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第94号・一部改正）

この規程は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（27規程第122号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第44号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第1号・一部改正）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。